

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するた  
めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。  
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発  
言、理事会で協議することとされた発言等は、原  
発言のまま掲載しています。  
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますの  
で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と  
受け取られることのないようお願いいたします。

○塚田委員長 次に、階猛君。

○階委員 立憲民主党最後の質疑者となりました、  
衆議院議員の階猛です。

午前中の質疑で野田元総理も取り上げていまし  
た自衛官になる人が少なくなっているという問題  
についてですが、私の手元にある新聞記事によ  
りますと、令和四年度に募集した任期制自衛官の採  
用達成率が過去最低の六割程度になったというこ  
とでした。

その原因と採用策を向上させる方策をお伺いし  
たいのですが、午前中の質疑で、原因については、  
少子化とか、コロナで募集が困難になったとかい  
う話も出ていました。あと、求人倍率が上がった  
とか、そんな話が出ていましたけれども、新聞記  
事によると、ロシアのウクライナ侵攻で武力行使  
が現実感を増し、自衛隊が忌避される傾向もある  
ということも原因の一つに挙げられているわけ  
ですね。

これはなるほどと私は思うわけですが、  
そういった認識は防衛省としてあるかということ

が一つ、それから採用策を向上させる方策、改め  
て伺いたいと思います。

○木村大臣政務官 お答えいたします。

委員今お尋ねの記事について、私も拝読させて  
いただきました。

今般のウクライナ情勢等々が、必ずしもそれが  
直結、大きな背景にあるとは、一概にはちよつと  
解析というか分析、認識として今回答をすること  
は難しいのかなというふうに受け止めております。  
その上で、今御指摘のあった問題についての対  
応についてでございますが、防衛省・自衛隊とし  
ては、自衛官候補生を含む自衛官等を確保すべく、  
より多くの若者が目にするSNS等を活用した積  
極的な募集広報の展開、地方公共団体や関係機関  
等との連携強化など採用に係る取組の強化に加え  
て、隊員の生活、勤務環境の改善、女性自衛官の  
活躍推進、ワーク・ライフ・バランスの推進、処  
遇の改善、ハラスメント防止やメンタルヘルス施  
策の推進などにより自衛隊の魅力向上を図るとい  
った総合的な取組を行っているところであり、引  
き続き、これらの取組を強化してまいります。

また、防衛力整備計画において、任期制自衛官  
の魅力を向上する観点から、自衛官候補生の在り  
方を見直すこととしております。自衛官候補生や  
任期制自衛官については、先般行われた第二回防  
衛省・自衛隊の人的基盤の強化に関する有識者検  
討会においても御議論いただいたところであり、  
あした予定しております第三回検討会においても  
御議論をいただく予定としております。

防衛省・自衛隊としては、この検討会の提言も

いただきながら、防衛力整備計画に盛り込まれた  
取組を具体化してまいります。

○階委員 三月二十七日の産経新聞の記事ですが、  
今、政務官は見られたということでした。もし、  
ロシアのウクライナ侵攻で武力行使が現実感を増  
しているということが自衛官を回避する理由にな  
っているとしたら、私は、これは結構これから構  
造的な問題になると思いますよ。

しっかり、そういった理由があるのかないのか、  
調べて、もしそうであれば、そうした武力紛争に  
巻き込まれるおそれがないような自衛隊の組織の  
在り方ということを考えていかなくちやいけない  
と思いますけれども、この点についてよくよく検  
討していただきたいと思うんですが、いかがでし  
ようか。

○木村大臣政務官 今、先生からいただいた、日  
経新聞だというふうには受け止めましたんです  
が、産経新聞でしょうか。（階委員「産経新聞」  
と呼ぶ）産経新聞ですか。失礼いたしました。私  
ちよつと日経新聞だけに目を通しておりましたの  
で、失礼いたしました。

いずれにしても、今委員からいただいたお  
話、気概を持って自衛隊に志願する、そういった  
方々がしっかりと入ってきていただける、そうい  
ったことを、環境を整えていくということが大事  
だと思います。

その上で、今申し上げました有識者会議等の御  
議論もいただいて、それを参考にしながらいろい  
ろな対策をまた検討してまいりたいと思います。

○階委員 質問に答えてください。

ロシアのウクライナ侵攻をきっかけにして武力行使が現実感を増して、自衛隊が忌避される傾向になっているのかどうか。ここについてちゃんと調査して、しかるべく対応してくださいということとを申し上げます。この点、どうですか。やるのかやらないのか、端的にお答えください。

**○木村大臣政務官** お話ありましたウクライナ情勢等々がこの背景にあるのかということの因果関係については、今この場で一概にはお答えすることは控えさせていただきます。思います。（階委員「だから調査してください。調査して対応してください」と呼ぶ）

調査をやるかどうかも含めて、今後また検討してみたいと思います。

**○階委員** 政治家ですから、ここでやると、あるいはやらないということをはっきり答えていただくために来ていただいているんですよ。だから政務をお願いしているんですよ。ここは、将来の自衛隊の在り方に関わることですから、御自身、新聞記事を見られたということであれば、ちゃんと対応してくださいよ。

もう一回お願いします。

**○木村大臣政務官** お答えいたします。

私の判断では今お答えは控えさせていただきます。持ち帰って、また上層部とも相談しながら検討させていただきますと思います。

**○階委員** では、後で理事会に報告をお願いします。

委員長、お取り計らいをお願いします。

**○塚田委員長** 後刻、理事会で協議いたします。

**○階委員** 先ほど、自衛官の採用数を向上させる方策として、処遇の改善というのがありました。処遇を改善すれば、当然、お手当の中から払われる年金保険料、これも増えてくるわけですが、前回、連合審査のときに私が質問して答えられなかったことについてお尋ねしていきますけれども、令和三年度末の時点で、国家公務員共済の年金運用資産のうち約二百億円が中国の国債に投資されているということは既に聞いております。ところで、令和四年度末の時点では中国国債への投資残高はどのくらいになっているのかという問いに対して、前は答えられませんでした。ここについて、しっかり答弁をお願いします。

**○松元参考人** お答えいたします。令和四年度末の中国国債への投資残高は約八百九十億円となっております。

**○階委員** 令和三年度末は、約二百億のうち、アクティブ運用が十五億ぐらい、パッシブ運用が百八十五億ぐらい、合わせて二百億でした。アクティブとパッシブ、分けてお答えいただけますか。

**○松元参考人** お答えいたします。

令和四年度末、約八百九十億円の内訳といたしましては、アクティブ運用が約百億円、パッシブ、インデックス運用と私ども申しておりますが、これが約七百九十億円でございます。

**○階委員** すなわち、アクティブの方は六・七倍、パッシブの方は四・三倍、一年間で増えていますね。

なぜこの数字を最初から出さなかったんですか。

隠蔽していたのではないですか。今も数字をわざわざ合計だけ出して、アクティブとパッシブの数字、理事会に出していた数字、わざわざ出しませんでしたね。隠蔽体質があるんじゃないんですか。前回なぜ出せなかったのか、通告、ちゃんとしているんですよ、こんな数字はすぐ出せるはずですよ。お答えください。

**○松元参考人** 年金資産の、こういった状況になっておるかということに関しては、毎年七月の業務概況報告書公表の際に取りまとめて御報告をいたしております。

各個別の投資につきましては、私ども、管理信託銀行から一定期間ごとに報告を受けているところではございますが、それぞれの投資先については必ずしも判別できない形式で来ておるものもございまして、個別の投資先を特定するためには、委託先との確認作業等、追加的な作業が必要になるということがございます。

そのようなことから、四月十九日の、さきの委員会での委員の御指摘を受けまして作業をいたしました、委託先の協力も得て早急に集計し、この度御答弁をいたしましたものでございます。

**○階委員** 私も銀行でファンドマネジャーをやっていたので、こういう数字は委託先に照会すれば、しかも銘柄は中国国債というふうに特定していただけますね、すぐ出せるはずなんです。一日二日あればすぐ出せるんですよ。そのために通告もしているわけですよ。こういう隠蔽体質がますますこうした問題について疑念を深める理由になると思います。

これは財務大臣にもお願いしたいんですが、野田元総理の方からも、別件でしたけれども、情報開示の真摯な対応、これを要請したと思います。森友問題でも情報隠蔽があったというのは記憶に

新しいところでありますので、こうした、我々、何のために通告しているかというところ、ちゃんと答えてもらうために通告しているわけであって、隠蔽してもらったために通告しているわけじゃないので、しっかり情報開示をしていただくよう、所管の団体にも徹底をお願いしたいと思います。財務大臣、いかがでしょうか。

**○鈴木国務大臣** 国民の代表たる国会において、委員会審議というのは極めて重要であると思いません。審議を充実させるためにも、必要な資料等についてはしっかりと出すように、私からも関係方面に話をしたいと思えます。

**○階委員** ありがとうございます。

それでは、続いて国家公務員共済組合の理事長に伺いますけれども、なぜこれほど中国国債を組み込んだインデックスをベンチマークとする投資を行っているのか。さっき言ったように、パッシブ運用、百八十五億が七百九十億に、四・三倍にもなっているわけです。今後もうこうした投資方針を継続するかどうか、お答えいただけますか。

**○松元参考人** お答えいたします。

連合会におきましては、基本ポートフォリオ及び採用した指数に基づく運用を行っております。外国債券の指数としては、FTSEラッセル社の世界国債インデックス、WGBIと申しますが、このWGBIを採用いたしております。

同指数に令和三年十一月から中国国債が組み入れられたことから、中国国債を組み込んだインデックス運用が行われるようになっておるものでございます。

**○階委員** 同じWGBIを採用しているのが、民間の年金資金ですね、GPIFと、あと、地方公務員の共済もWGBIなんだけれども、そのWGBIの中でも、中国国債を含んでいるものと含まないものがあるわけですね。あえて中国国債を含んだものを選んだ理由をお答えください。

**○松元参考人** お答えいたします。

WGBIの中国国債を含むものにするかどうかということにつきまして、GPIFの御判断につきましては私どもからはお答えは差し控えさせていただきます。年金積立金の運用に当たりましては、厚生年金保険法に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことといたしております。

連合会での、WGBIの中国国債入れに当たりましたら、外部の学識経験者で構成されております資産運用委員会におきまして、投資方針について御議論いただいたところでございます。その際、中国国債の市場動向等について不断のモニタリングを実施するようという御意見を頂戴をいたしております。

連合会としては、今後とも、資産運用委員会での御議論も踏まえながら、法令の趣旨にのっとり適切に運用してまいりたいと考えております。

**○階委員** 先ほど、アクティブの方も六・七倍増

えていますというお話をしました。アクティブの方はなぜこんなに増やしているんですか。お答えください。

**○松元参考人** お答えいたします。

アクティブの運用でございますが、アクティブは、それぞれ委託した先においてどのような投資をするかという御判断をいただくということになっておりますが、それにつきまして、年金の資金の運用についての基本的な法令、すなわち、年金積立金の運用に当たっては、厚生年金保険法に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うという趣旨を踏まえて行っていたらいいものと承知をいたしております。

**○階委員** ペーパーを読んでいただけなんですけれども、被保険者の利益の中で、この間明らかになったように、被保険者の中には自衛隊員も多く含まれているわけですよ。二割強だったかな、含まれているわけですよ。この方々が納めた年金保険料が、国家安全保障戦略でも、これまでにない最大の戦略的な挑戦というふうになさされている中国、この国債を購入する資金として使われているということなんです。これ、果たして被保険者の利益にかなうんでしょうかね。そのお金でもって中国政府が軍事力を増強している可能性もあるわけじゃないですか。そこまで考えて被保険者の利益を判断しなくていいんでしょうか。目先のお金の問題だけで被保険者の利益というのは判断していいんでしょうか。お答えください。

**○松元参考人** お答えいたします。

繰り返しになりますが、積立金の運用は、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うものとされております。

中国国債を組み込みましたWGBIでございますけれども、このWGBIは、世界の多くの投資家が外国債券に投資する指数として使用しておるものでございます。連合会の運用目的を果たせる指数であるというふうに認識をいたしております。

**○階委員** 被保険者の中には自衛隊員がいるということ、そして、中国国債を買うということは中国の軍事力増強の可能性があるということ、こういうことを考えて、果たして今やっていることは被保険者の利益にかなうのかどうかということを知っているわけですよ。そこを端的にお答えください。

**○松元参考人** お答えいたします。

年金資金の運用の被保険者の利益ということでございますと、法令が規定いたしておりますことは、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うものというところでございまして、こういった観点から運用するということが、防衛省あるいは自衛隊に限らず、国家公務員の利益になるものというふうに考えております。

**○階委員** ちょっと常識から外れていると思いませんか。

自衛隊員の皆さんに聞いたら、それはちよつとという話だと思えますよ。幾ら目先の年金運用上多少リターンがあるからといって、自分たちを危険にさらすようなところにお金が入っているというのはいかかなものかというふうに思うと思いませんよ。

すよ。

これ以上聞いても多分同じことの繰り返しだと思いますが、もう一回ちゃんと考え直してみたらどうですか。今の方針は全く変えるつもりがないということでしょうか。

**○松元参考人** お答えいたします。

連合会におきましては、年金積立金の運用に当たりましては、法令の趣旨にのっとり運用してまいりますというところで考えております。

**○階委員** 法令の趣旨にのりつつた場合に、被保険者の利益という中には、さっき言ったような自衛隊員の利益というものは含まないというふうに考えているのかどうか、お答えください。

**○松元参考人** 私ども連合会の資産運用につきましては、外部の学識経験者で構成されております資産運用委員会におきまして御議論も踏まえて運用いたしておるところでございますが、この中国国債のWGBIの繰入れに際しまして御議論いただきました。

きまして、その際には、中国国債の市場動向、その中では、特に様々な政治的、経済的リスクの動向について不断のモニタリングを実施することという御指摘はいただいております。中国国債の市場動向、これはしっかりとモニタリングをしてまいりますと考えております。

**○塚田委員長** 速記を止めてください。  
〔速記中止〕

**○塚田委員長** 速記を起こしてください。

松元理事長、質問の趣旨に沿ってお答えしてください。お願いします。

**○松元参考人** お答えいたします。

繰り返しになりますが、法令、厚生年金保険法におきましては、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に運用を行うようということになっております。資産運用の観点からの御指示をいただいているものというふうに理解をいたしております。

**○塚田委員長** 速記を止めてください。  
〔速記中止〕

**○塚田委員長** 速記を起こしてください。  
松元理事長。

**○松元参考人** お答えいたします。

自衛隊員の利益ということでございますが、これは、自衛隊員も含む全ての公務員の利益という観点から、私ども、年金積立金の運用を行っております。

**○階委員** じゃ、もう一回確認しますよ。

自衛隊員の利益も考えているということですが、その自衛隊員の利益の中に、自衛隊員の脅威となつて中国の軍事力の増強のために資金が使われてしまうというようなリスクを避けるというのは、自衛隊員の利益に私はかなうものだと思うんですけれども、それについては考慮しない、専ら資金運用の観点だけを考慮して利益にかなうかどうかは判断するという立場だという理解でいいかどうか、そこだけ確認させていただきます。質問にちゃんと答えてください。

**○松元参考人** お答えいたします。

私どもは、年金の運用を委託をされておる組織でございます。年金の運用委託を受けているという観点から、自衛隊員も含めました公務員全体の

利益のために運用を行わせていただいております。  
（階委員「答えていないよ」と呼ぶ）

○塚田委員長 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○塚田委員長 速記を起こしてください。

答弁を求めます。松元理事長。

○松元参考人 お答えいたします。

国家公務員共済組合連合会の資産の運用に当たりましては、効率性、安全性を考慮して運用をさせていただいております。（階委員「同じことの繰り返しじゃないですか。それじゃ駄目だ」と呼ぶ）

専ら効率性、安全性を考慮して運用をさせていただいております。

○階委員 つまり、資金運用のことを専ら考えてやっているといいわけですね。今うなずいていただきました。

そこで、私はそれが本当に安全保障の観点からいいのかどうかという問題意識を持ちます。ここからはもう現場あるいは国家公務員共済では判断できないことだと思えますので、政治の責任で、中国で国債を発行して調達する資金、これは軍事力の増強に使われる可能性があることも勘案した上で、公的年金資金による中国国債への投資については、政府として戦略的に取り組むということを決めるべきではないか。

そして、今、先ほど来話が出ていますとおり、GPIFであるとかあるいは地方公務員共済は、あえて中国国債を含まないインデックスに基づいて投資をしているわけですよ。これは国家公務員

共済とは全く違う立場なんですけれども、そういう一貫性のないところも改めていただいて、安全保障戦略という観点からちゃんと方針を立てるということを政治の責任でやっていただきたいんですが、大臣、いかがでしょうか。

○鈴木国務大臣 財務大臣という立場でお答えしますと、国家公務員共済組合等が保有する公的年金積立金の運用につきましては、先ほど来国家公務員共済組合の理事長が答えていることに従って運用をされている、こういうふうにも思っております。したがって、現状、中国国債など個別の投資商品への対応も含めまして、年金積立金の運用は国家公務員共済連合会の管理運営主体によって判断されるものと承知しております。

その上で、中国に国債を保有をすることが、中国の、それによって軍事力の一端を担う可能性もあり、それに対する問題意識というものは、前回の合同委員会で階先生から御指摘があつて、私もその認識を一つ持ったところでございます。

中国国債に運用していない共済、それとの違いがどういふところにあるのか、中国国債を持つていない、運用していない共済組合はどういふことでそうなっているのかということもよく見る必要があるんじゃないかと思えます。

その上で、私がちよつと頭に浮かびましたのはロシアの国債なんです。ロシアの国債につきましては、令和四年の二月二十六日以降に発行された国債の取得は、外為法上の許可がなければ持つことはできない、こうなっております。

制裁を科しているロシアと、通常の国家関係に

ある中国と、同一できませんけれども、そういうことも一つあるんだな、そんなふうにも思った次第です。

○階委員 国家安全保障戦略では、これまでになく最大の戦略的な挑戦ということまで中国に対して言っているわけですよ。それと平仄の合った経済取引、金融取引をするべきだと私は思います。大臣の方でも問題意識を共有していただいたと思いますので、今後、是非そうした観点から、かかるべく運用方針を定めていただきたいというふうに思います。

以上でこの件については質問を終わりますので、国家公務員共済の理事長さん、お引き取りいただいて結構です。

○塚田委員長 松元理事長は御退席いただいて構いません。

○階委員 続いて、これは私の十九日の防衛大臣に対する質問に関してなんですが、防衛大臣が私の質問に対して、反撃能力は報復を行うためのものではないというふうにおっしゃっていました。

報復を行わないということであれば、反撃能力と言いますけれども、そこで言う反撃というのはどういう意味なのかということ、分かりやすくお答えください。

○木村大臣政務官 お尋ねの反撃能力につきましては、弾道ミサイル等による攻撃が行われる場合に、ミサイル防衛システムによる迎撃を追求するものの、それだけでは相手の攻撃を防ぐことが困難であり、やむを得ないと考えられる場合においては、他に手段がない、やむを得ない必要最小限

度の自衛の措置として行使するものと考えております。

こうした反撃能力は、当然ながら、武力の行使の三要件を満たした場合に自衛の措置の一環として行使するものですが、武力攻撃事態等における対処措置については、自衛隊は、我が国に対する外部からの武力攻撃を排除するために武力の行使を行うこととされており、この範囲で運用することとなります。

したがって、反撃能力は、御指摘のような報復攻撃を行うためではなく、あくまで弾道ミサイル等による攻撃を排除するための必要最少限度の自衛の措置として行使するものであります。

○階委員 そうすると、素朴な疑問として、相手の立場からすれば、報復がないと思えば、攻撃を思いとどまる抑止力にならないのではないかと気がするんですが、この点についてはいかがですか。

○木村大臣政務官 お答えいたします。

事態認定後の反撃能力の運用につきましては、実際に発生した状況に即して、武力の行使の三要件が満たされた場合に、弾道ミサイル等による攻撃を防ぐために、他に手段がなく、やむを得ない必要最少限度の措置として、いかなる措置を取るかという観点から、個別具体的に判断することとなるため、一概にお答えすることは困難でございます。

いずれにしましても、ミサイル防衛網により飛来するミサイルを防ぎつつ、我が国から有効な反撃を加える能力を保有する、この二つの能力によ

り、現状に比して、相手の戦略的、戦術的な計算を複雑化させ、日本にミサイルを撃ち込もうとしている相手に、目的を達成することは容易ではない、攻撃はやめた方がいいと思わせる、そのような抑止効果を得られるものと考えております。

○階委員 私は、日本が直接反撃できない以上は、日本単体の反撃能力を警戒して相手国が攻撃を思いとどまるというよりは、むしろ、日米同盟が日本が反撃能力を持つことによつて強化されるというのを相手国が認識することによつて抑止力となるのではないかと考えています。

日米同盟が強化されるということによつて、かつ日本が今までのように専守防衛ではなくて反撃能力までも持つということになりますと、日本有事のときに米国に見捨てられるリスクは小さくなるというふうに思いますけれども、逆に、米国の有事に巻き込まれるリスクが大きくなるという、いわゆる同盟のジレンマに陥ってしまうのではないかとこのように思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○木村大臣政務官 まず、近年、我が国周辺では、ミサイル関連技術と運用能力が飛躍的に向上し、質、量共にミサイル戦力が著しく増強される中で、既存のミサイル防衛網だけでは完全に対応することが難しくなりつつあるという現実があり、日本は、これに対処するための日米同盟の共同の能力を向上させる必要性を強く認識しております。

こうした中で、政府としては、米国が日米安全保障条約上の義務を果たすことに全幅の信頼を置いています。これに加え、我が国としても反撃

能力を保有し、国民の命や暮らしを自らの力で守り抜く努力が必要であります。これにより日米同盟の抑止力、対処力を一層向上させ、弾道ミサイル攻撃等に対応することが不可欠と考えております。

このように、ミサイル攻撃の脅威が過去とは異なる現状に至っているという問題意識の下、日米両国が共に我が国防衛のために可能な限りの努力を行い、協力して対応していく必要があるものと考えております。

その上で、繰り返し答弁させていただいておられますが、反撃能力を含む我が国の武力の行使は、我が国の憲法、国際法、国内法、特に事態対処法及び自衛隊法の範囲内で運用されるものであります。

したがって、いかなる事態であれ、反撃能力の行使を含む我が国の武力の行使は、武力の行使の三要件を満たした場合に、他国の防衛ではなく、あくまで我が国の防衛のために行われるものであることから、これとは無関係な米国の有事に巻き込まれるリスクが大きくなることは考えておりません。

○階委員 本場にそうなのかどうか、私は疑問だと思いますけれども。むしろ、こうした、費用対効果が疑わしく、どこまでやったらゴールなのか、これも明らかでない反撃能力を持つことに巨額の国費を投じることよりも、今やることは、専守防衛を万全にするための方策、すなわち、冒頭申し上げた、自衛隊員の増強とか安全の確保、リーダーを含めたミサイル防衛能力の向上、Jア

ラートの正確性と迅速性の両立、シエルターの整備、こういったことに優先して取り組むべきだと考えますけれども、いかがでしょうか。

○木村大臣政務官 お答えいたします。

まず、反撃能力につきましては、近年、我が国周辺では、ミサイル関連技術と運用能力が飛躍的に向上し、質、量共にミサイル戦力が著しく増強される中で、既存のミサイル防衛網だけで完全に対応することは難しくなりつつあるという現実を踏まえ、反撃能力の保有を決定したところでございます。

こうした厳しい環境において、相手に攻撃を思いとどまらせる抑止力となる反撃能力は、今後不可欠となる能力であり、武力攻撃そのものの可能性を低下させることができると考えております。

その上で、防衛力を発揮するに当たっては、必要な人材を確保することが不可欠であり、募集能力の強化、人材の有効活用、生活、勤務環境の改善、給与面の処遇の向上といった各種施策を講じ、第一線を担う自衛官の充足率の向上に努めるなど、自衛隊員の人的基盤を強化し、我が国の防衛に万全を期してまいります。

その他、委員の方から具体的な御指摘もいただきましたところでございますが、こうしたことにつきましても、当然にして整備、強化を図っていくということは、同じ認識に立たせていただいているつもりでございます。

このような様々な施策につきましては、いずれにしても重要な取組であり、着実に進めていく必要があると考えております。政府としては、

国家防衛戦略等に基づき、我が国の防衛力の抜本的強化に取り組んでまいります。

○階委員 是非、よろしく願います。

ここで政務官は結構です。年金の問題も今日お聞きになったと思いますので、是非関心を持っていただければと思います。

○塚田委員長 木村防衛大臣政務官、御退出いただいて結構です。

○階委員 本法案について、ここからは財務大臣に伺ってまいります。

前回も申し上げたとおり、震災のときの財源確保と比較して、本法案は、いわば熟度が低いというふうに思っています。かつ、もう令和五年度の予算は成立してしまっていて、令和六年度以降の予算のための法案ですから、今すぐ成立させる必要もないわけです。

十九日の連合審査で、私が、なぜ法案成立を急ぐのかと尋ねたところ、大臣は、増税で協力をお願いする前提として、国民の負担をできる限り抑えるべく政府として最大限の努力をしていることを明確に示すためであるというふうに繰り返し回答されました。

一ページの資料を見ていただきたいんですが、これは前回もお示ししたもので、財務省が作成したものですけれども、今、大臣の答弁を引用しました、最大限の努力という中で、最大限の努力をした結果が、この令和五年度予算の、一ページ目というところ、右の上のところ、一・四兆円、そして令和六年度以降の三・四兆円、合わせて四・八兆円、これが最大限の努力の結果だったという理解でよ

ろしいでしょうか。

○鈴木国務大臣 先日十九日の連合審査でございますが、階先生との質疑では、法案を提出した理由につきまして、税制措置で協力をお願いする前提として、国民の負担をできる限り抑えるべく政府として最大限の努力を行っていることを明確にお示しするため、そのように申し上げました。

御指摘の四・八兆円につきましては、このような最大限の努力の一つでありますが、必ずしもそれが最大限に努力する内容の全てではなく、歳出改革や決算剰余金の活用にも最大限の努力をしてみたいと考えております。

政府といたしまして、令和六年度以降においても、国民の負担をできるだけ抑えるべく行財政改革の努力を最大限行ってまいります。

○階委員 三ページ目に、四十三兆円という五年間の財源を確保するためには今より十七・一兆円増やさなくちゃいけないということで、そのうちの四・八兆円は確保したでしょうということなんですが、残りまだ十二・三兆円あるわけですね。

この三ページ目のポンチ絵によりますと、決算剰余金の活用と歳出改革で合わせて六・五兆円ぐらい調達するというのもくろみになっているわけですが、この決算剰余金や、このポンチ絵では歳出削減とも書いていないわけですね、歳出改革と書いていますけれども、こうした決算剰余金や歳出改革によって捻出する分というのは、なぜ最大限の努力に含まれないのか。すなわち、先ほど藤岡さんも指摘したとおり、財源確保法になぜ盛り込まれないのかということをお聞きしたいと思

つています。そして、併せて、この六・五兆円、見込みどおりの財源が捻出できなかった場合は国民負担は増えるのかということ。この二点、お尋ねしたいと思います。

○鈴木国務大臣 先ほども答弁させていただきましたが、防衛力を抜本的に強化し、国民の御負担をできるだけ抑えるべく、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入の確保といった行財政改革によりまして、必要な財源の約四分の三を確保するために最大の努力を行うこととしております。したがって、決算剰余金の活用や歳出改革により確保される財源についても最大の努力に含まれるものであります。

このうち、決算剰余金につきましては、直近十年間の平均が一・四兆円程度であることを踏まえまして、財政法上、公債又は借入金金の償還財源に充てるべく、二分の一を除く、残り二分の一の〇・七兆円程度を防衛財源への活用見込額として見込んでいます。

決算剰余金……（階委員「もういいです。それ以上はいいです」と呼ぶ）はい。

○階委員 いや、私が伺いたいのは、前回の答弁で、最大の努力を示すためにこの法案を出している、通したいというお話だったわけですよ。であれば、最大の努力に、今、含まれると言いましたよね、この決算剰余金や歳出改革も。含まれるのであれば、法案に書けばいいじゃないですか。二ページ目を御覧になっていただきたいんですが、復興財源確保法のときに、どの程度財源を確保したのか、確保した根拠条文は何かということ

を、ちよつと細かい字で恐縮なんですが、いろいろ書いています。

実は、このときに、この表の真ん中の下あたりに、決算剰余金、歳出削減で三・一兆円、一・六兆円、合わせて四・七兆円、ここで調達しているわけです。これは、今回みたいに法案に盛り込まないでやったわけじゃなくて、法案にちゃんと書いてあるわけです。法案に盛り込んであるわけです。

最大の努力を示すということであれば、なおのこと、今回も法案に決算剰余金の話とか歳出削減、歳出改革でもいいですよ、その話を入れないとおかしいじゃないですか。つじつまが合わないと思いますよ。復興財源確保法のときと同じような条文のたてつけにしない理由を教えてください。

○鈴木国務大臣 復興財源確保法が成立をしたその途中におけます国会におけます議論につきましては、私、そのとき国会におきませんでしたので、十分に承知をしておりますので、今回のものと比べるとということ、適切に比べられないかもしれませんけれども、今回の財源確保法案は、防衛力強化のための財源確保のうち、主として税外収入に関して法律上の手当てが必要なものについて所要の措置を講じるものであります。

御指摘のとおり、法律上の手当てが特段不要である歳出改革や決算剰余金の活用に関する規定は盛り込まれておりませんが、これらについては、別途、防衛力整備計画において、防衛財源の一つとすることが定められております。その上で、歳出改革の具体的な内容については、

政府の閣議決定した骨太の方針に基づいて行うこととしておられるところであり、また、決算剰余金の活用については、財政法上、公債又は借入金金の償還財源に充てるべきこととされている二分の一を除く残りの二分の一を防衛財源として活用することを見込んでおられるところですよ。

○階委員 いや、説明と矛盾していると思うんですね。最大の努力を示すための法案だ、最大の努力には決算剰余金と歳出削減も含まれると言っているわけだから、なぜ決算剰余金と歳出削減を入れないんですか。欠陥法案じゃないですか。

ちなみに、このときの復興財源確保法案、民主党政権のとき、野田総理のときに作った法案ですけれども、このことと、さらに復興特別税もちゃんと盛り込んで、まさに復興財源確保、復興に必要な財源は一〇〇％確保できるという法案になっているんですよ。

ところが、今回どうですか。四・八兆円だけだとたしか二〇％ぐらいしか調達できていないはずですよ。財源確保というのは全く看板倒れですよ。おかしいじゃないですか。せめて、最大の努力ということを示すのであれば、決算剰余金とか歳出削減の話が入っていないとおかしいですよ。その点、直すべきじゃないですか。このままでは欠陥法案ですよ。

○鈴木国務大臣 私ども政府の判断といたしましては、例えば、抜けているという御指摘の歳出改革や決算剰余金の活用、これは別途、防衛力整備計画において防衛財源の一つとすることが定められており、歳出改革につきましても閣議決定した



骨太の方針に基づいて行うということ、そういうことが決められておりますので、別途、こちらの方で手当てされておりますので、このことについては今回の法案に盛り込まなくても決して欠陥ではない、そのように政府として判断しているところであります。

**○階委員** そういう話をされると、私、前回言ったことをまた言いたくなるんですけども、そもそも令和六年度以降の財源を確保するという話です。しかも、それについては閣議決定されていますよ、税外収入についても。全部閣議決定されていますよ。だったら、この法案だって要らないという話になるじゃないですか。閣議決定で済むんだったら、この法案自体要らないですよ。それは自己否定ですよ。この法案は要らないということになりますよ、今の答弁を前提にすると。それはどうなんですか。

**○鈴木国務大臣** 新たな防衛力整備計画に基づく防衛力の整備を確実に進めていくためには、防衛財源の安定的な確保に向けた道筋をできる限り早期に示すことが必要である、そういうふうを考えます。そのために、現時点で最大限の財源確保の努力を行っていることを明確にお示しする取組の一環として、閣議決定を踏まえた予算上の対応に加え、今回の法案により特別措置を講じることによって、令和五年度予算における特別会計からの繰入れや独立行政法人からの国庫納付による追加的な税外収入の確保と、確保した税外収入をプールの令和六年度以降に活用できるようにするため、防衛力強化資金の設置を行い、現時点で確実に

確保できる財源については先送りすることなく現時点でしっかりと確保すること、これが必要である、そのように考えて法律を提出しているところであります。

**○階委員** 全く、何か循環論法というか、最大限の努力を示すために法案を出す、最大限の努力に含まれている決算剰余金や歳出削減については閣議決定に入っているから法案に入れる必要はないということ、理屈が通らないと思いますよ。

こういう中身の無い法律を出すよりも、増税もやるというふうに先日もおっしゃっていましたから、増税も含めて全体のパッケージとしての本来の意味での財源確保法、復興のときと同じように一〇〇%確保した段階で財源確保法は出すべきではないでしょうか。それが出せないということは、財源確保に自信がないということになってしまいますよ。自信があるんだしたら、それも含めたものを出すということをや束していただけかもしれませんよ。

**○鈴木国務大臣** 令和九年度以降の財源について、残念ながら、確たる、確実に手当てできるというものがまだないわけでありまして、これについても最大限の努力をして、税外収入でありましてか歳出改革、そうしたものを通して確保するように努力をしてみたいと思います。

そういう意味において、財源を確保する自信がないからというわけではないわけでございまして、今回の法律のたてつけは、先ほど申し上げましたとおり、閣議決定その他で決まるところを除きまして、法律で手当てしなければできない、

例えば防衛力整備資金でありますとか、あるいは外為特会の例外的な措置でありますとか、そういうものについて法律を作った、それが今回の法律のたてつけであるわけでありまして。

**○階委員** 今の点も含め、閣議決定では手当てすることになっています。もちろん、法律を通さなければできない部分もありますけれども、それは今やる必要がないので、ちゃんと一〇〇%財源が確保された内容でもって法案をしかるべき時期に出せばいいんじゃないかということを申し上げたんですが、きちんとした答弁はなかったので、引き続きまた議論をさせていただければと思います。ありがとうございます。